平成２２年（フ）第４７３号
山梨県甲斐市中下条668番地雇用促進住宅２―104
破産者　岡田　綾子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
静岡県浜松市北区引佐町栃窪192番地の22
破産者　小泉　嘉規
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２７６号
京都府向日市上植野町十ケ坪９―53、住民票上の住所京都市西京区上桂東居町４番地18小笹方、前住所京都市西京区大枝北沓掛町４丁目10番地７
破産者　余田　浩史
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
兵庫県西脇市西脇1131番地の１
破産者　小林　一郎
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１５号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕225―１　ハイツまんてん204号、住民票上の住所大阪府茨木市若園町38番33号
破産者　河内技建こと　河内　秀充
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１９６号
山口市秋穂東4133番地２、開始決定時の住所山口市秋穂東4133番地６
破産者　藤田栄一郎
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
山口県岩国市青木町１丁目８番10号
破産者　濱重　武雄
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２１５号
徳島市吉野本町２丁目20番地の26
破産者　川添　美子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６号
鹿児島県いちき串木野市湊町85―２、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市城西２丁目20番７号
破産者　有薗　律子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５５８号
埼玉県鳩ケ谷市南５丁目21番23号　野崎荘202号、旧住所埼玉県鳩ケ谷市南３丁目18番４号
破産者　高木　敏子
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６７号
愛知県津島市橘町３丁目５番地６
破産者　小泉邦太郎
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５５７号
名古屋市中区新栄１丁目17番３号　アレアイーストコート新栄206号、開始決定時の住所名古屋市東区筒井１丁目12番23号
破産者　鈴木　保信
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１２４号
大阪府八尾市東本町４丁目２番37号　桐朋ハイツ103号、前住所大阪府八尾市旭ケ丘１丁目67番地サンフレア105号
破産者　泉　　豊
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９００８号
大阪市東住吉区西今川３丁目13番３号
破産者　越智　秀昭
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４３号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　府営堺浅香山住宅25棟206号
破産者　佐々木政広
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４４１号
神戸市垂水区清玄町34番地の11
破産者　難波　弘行
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目20番18―905号
破産者　窪田　稔弘
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部